

平成30年第4回紀の川市議会定例会 第5日

平成30年12月21日（金曜日） 開 議 午前 9時28分
閉 会 午前10時33分

◎議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第137号 工事請負契約の締結について（粉河ふるさとセンター調光設備改修工事）
議案第138号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第139号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について
- 日程第2 議案第136号 工事請負契約の締結について（粉河クリーンセンター施設解体工事）
議案第140号 紀の川市斎場条例の廃止について
議案第149号 指定管理者の指定について（紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所）
- 日程第3 議案第150号 指定管理者の指定について（紀の川市青洲の里）
議案第151号 指定管理者の指定について（ハイランドパーク粉河）
議案第152号 指定管理者の指定について（紀の川市農村交流施設）
議案第153号 指定管理者の指定について（紀の川市桃山産業振興館）
議案第154号 指定管理者の指定について（紀の川市細野溪流キャンプ場）
議案第155号 指定管理者の指定について（紀の川市ふるさと産品展示場）
議案第156号 紀の川市道路線の認定について
議案第157号 紀の川市道路線の認定について
- 日程第4 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第4号））
議案第141号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について
議案第142号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第143号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について
議案第144号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

議案第145号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）について

議案第146号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第
2号）について

議案第147号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）
について

議案第148号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第
2号）について

日程第5 選挙第 1号 那賀広域事務組合議会議員の選挙

日程第6 選挙第 2号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙

日程第7 選挙第 3号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙

日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第5号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	6番 太 田 加寿也	7番 石 脇 順治
8番 並 松 八重	9番 中 村 まき	10番 大 谷 さつき
11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之	13番 高 田 英亮
14番 川 原 一泰	15番 森 田 幾久	16番 村 垣 正造
17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明	19番 石 井 仁
20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊則	22番 坂 本 康隆

○欠席議員（1名）

5番 中 尾 太久也

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	前 田 泰 宏
会計管理者	浅 野 徳 彦	上下水道部長	上 中 勝 彦
農業委員会事務局長	吉 川 博 造	教育長	貴 志 康 弘

教育部長 山 野 浩 伸

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課主幹	岩 本 充 晃

（開議 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第4回紀の川市議会定例会5日目の会議を開きます。

まず、日程に入る前に、報告ですが、去る12月17日に議員定数に関する調査特別委員会が開催され、川原委員から委員長を辞任したい旨の申し出があり、同申し出につきましては、委員会条例第12条の規定に基づき、許可されました。

なお、委員長の辞任に伴い、新たな委員長、副委員長が互選されておりますので報告をいたします。

議員定数に関する調査特別委員会委員長に村垣正造君、副委員長に榎本喜之君。

以上の議員が、それぞれ互選されました。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第137号 工事請負契約の締結について（粉河ふるさとセンター調光設備改修工事） から
議案第139号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について ま
で

○議長（坂本康隆君） 日程第1、議案第137号 工事請負契約の締結について（粉河ふるさとセンター調光設備改修工事）から、議案第139号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました3議案につきましては、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、総務文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（登壇） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る12月7日の本議会で付託されました議案3件について、12月10日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果、本委員会に付託された議案3件については、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における、各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、議案第137号 工事請負契約の締結について（粉河ふるさとセンター調光設備

改修工事）では、設計金額、工事予定価格、当初予算額、落札率など入札の概要についてただしたのに対し、設計金額・工事予定価格が税込みで1億6,860万9,600円で、当初予算額も同額であります。落札金額は、税込みで1億5,596万3,880円、落札率は92.5%との答弁でした。

さらに、工事内容及び工期についてただしたのに対し、工事内容は、大ホール用調光卓、大・小ホールの調光盤及び大・小ホールボーダーケーブルの更新工事で、工期については、承認時点から3月末を予定しているとの答弁でした。

次に、議案第139号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正については、今回改正する条例で一本化することになった経緯についてただしたのに対し、同じ紀の川市のコミュニティセンターでありながら、所管・使用料も違いふぐあいもあったので、現在使用している団体に使用料等のことを理解していただき、問題が解決されたことにより、教育委員会の生涯学習施設としてコミュニティセンターを一本化したいとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第137号 工事請負契約の締結について（粉河ふるさとセンター調光設備改修工事）は、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第137号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第138号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第138号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第139号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第139号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第136号 工事請負契約の締結について（粉河クリーンセンター施設解体工事） から

議案第149号 指定管理者の指定について（紀の川市国民健康保険直営 鞆淵診療所） まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、議案第136号 工事請負契約の締結について（粉河クリーンセンター施設解体工事）から、議案第149号 指定管理者の指定について（紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所）までの3議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました3議案につきましては、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、厚生常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（登壇） それでは、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る平成30年12月7日の本会議で付託されました議案3件について、平成30年12月11日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

まず、議案第136号 工事請負契約の締結について（粉河クリーンセンター施設解体工事）では、設計金額と請負率、工期と跡地について、また土壌検査はするのかとただしたのに対し、税込み3億772万4,400円で、請負率は49%である。工期については、議決後13カ月、平成32年1月31日の予定で、跡地については、現在のところ財産区と交渉中であるが、森に返すという考えである。また、水質検査については、現在行っており、土壌検査についても今回の工事で行う予定であるとの答弁でした。

次に、工期が13カ月の予定ということであるが、来年度、消費税等の関係で契約の変更も出てくるのかとただしたのに対し、消費税についてはまだ法案が通っていないが、通った状態になれば、当然増額分については変更になると考えているとの答弁でした。

また、請負率が49%と低いが、これはもともとの設計金額が高いのか、また低い入札額で工事ができるのかとただしたのに対し、工事設計額については、実績ある複数の業者から見積もりを徴し、建設物価等確認できる部分については積み上げ積算を行い、除染など確認できない部分は見積もりにより金額を積算している。また、適正に積算されているかについては、実績のあるコンサルタントが精査している。

今回の入札に当たっては、現場確認を必須とし、質疑応答を行った上で入札参加しているので問題はないと考えている。工事監理の業者についても全国的に実績があり、本市においても、打田美化センター、那賀アメニティセンターの施設解体工事の監理業務を委託しているところであるので、適切な工事を進めていくとの答弁でした。

次に、議案第149号 指定管理者の指定について（紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所）については、指定管理者が三車会になることで、診療内容はどうなるのか、また人員配置などはどうなるかとただしたのに対し、内科以外に整形外科、リハビリテーションを標榜科目に掲げる計画と聞いている。また、訪問リハビリテーションも加えていきたいという考えである。人員配置については、現在勤務している職員は市職員なので、診療所での勤務はなくなる。今後は、医師1名、看護師2名、事務員1名、理学療法士1名という内容で聞いている。なお、現在診療している医師については、退職後も引き続き三車会で勤務する予定になっているとの答弁でした。

続いて、スクールバスで患者を送迎していたが、今後も続けてもらえるのかとただしたのに対し、今後も継続していきたいとの答弁でした。

また、指定管理の5年間で、医療器具などの備品や建物等の管理はどうなるのかとただしたのに対し、備品等については無償貸与が前提となっており、医療機器等の更新の際は市が負担する。施設等の改良工事、または補修修繕は市の承認を得て指定管理者が行い、改修工事については市が承認した場合に市が行うことになるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第136号 工事請負契約の締結について（粉河クリーンセンター施設解体工事）は、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第136号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第140号 紀の川市斎場条例の廃止については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第140号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第149号 指定管理者の指定について（紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所）は、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第149号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第150号 指定管理者の指定について（紀の川市青洲の里） から
議案第157号 紀の川市道路線の認定について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、議案第150号 指定管理者の指定について（紀の川市青洲の里）から、議案第157号 紀の川市道路線の認定についてまでの8議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました8議案につきましては、過日の本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、産業建設常任委員会副委員長に審査結果の報告を求めます。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（登壇） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第150号から議案第157号の計8議案であります。

委員会は、去る12月12日、本庁舎6階委員会室1において、6名の委員の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第150号から議案第155号 指定管理者の指定について。指定期間について、2年の施設と3年の施設があるが、その理由はとただしたのに対し、青洲の里と農村交流施設を2年間としている理由として、現在、青洲の里で直売所の建設を含めた整備計画を進めており、平成30年、31年度で設計業務、32年度で直売所の建設工事、33年度から新たな直売所の運営を開始する計画になっている。今回は、この新たな直売所の運営を開始するまでの2年間と設定し、2年間で新たに体制の運営の協議などを進めていきたいと考えている。

また、農村交流施設については、青洲の里に直売所ができると那賀地区に2カ所の直売所となるため、閉鎖も含めて考えていくということで青洲の里と同じ期間としたとの答弁に、青洲の里については協定内容が変わるため、とりあえず2年間としたと解釈すればよいかと再度ただしたのに対し、2年後の協定内容には直売所を含めていきたいと考えている。今回だけ2年間と考えているとの答弁に、農村交流施設は2年後に閉鎖予定かとさらにただしたのに対し、決定はしていないが同じ地区に直売所が2件となるため、そのあたりを含め検討していく期間として2年間としたとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの副委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑、終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第150号 指定管理者の指定について（紀の川市青洲の里）は、副委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、副委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第150号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第151号 指定管理者の指定について（ハイランドパーク粉河）は、副委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、副委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第151号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第152号 指定管理者の指定について（紀の川市農村交流施設）は、副委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、副委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第152号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第153号 指定管理者の指定について（紀の川市桃山産業振興館）は、副委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、副委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第153号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第154号 指定管理者の指定について（紀の川市細野溪流キャンプ場）は、副委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、副委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第154号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第155号 指定管理者の指定について（紀の川市ふるさと産品展示場）は、副委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、副委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第155号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第156号 紀の川市道路線の認定については、副委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、副委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第156号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第157号 紀の川市道路線の認定については、副委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、副委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第157号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）） から
議案第148号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第4号））から、議案第148号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの9議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました9議案につきましては、過日の本会議において、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、予算決算常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

21番 川原一泰君。

○21番（川原一泰君）（登壇） それでは、報告をいたします。

予算決算常任委員会における補正予算審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会に付託されました報告第8号、議案第141号から議案第148号までの9議案について、審査を行いました。

報告第8号は、12月7日に本庁舎6階委員会室1において予算決算常任委員会を開催し、審査を行い、議案第141号から議案第148号までの8議案は、いずれも本庁舎6階委員会室1において、12月10日に総務文教分科会、11日に厚生分科会、12日に産業建設分科会を開催し、審査を行い、18日に委員会で分科会長報告の後、審査を行いました。

慎重審査の結果、本委員会に付託された報告第8号、議案第141号から議案第148号までの9議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしてございます。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりであります。

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第4号））については、2款、1項、6目、財産管理費、庁舎管理事業工事請負費の内容についてただしたのに対し、河南図書館の外壁改修工事で、タイル面の改修一式420平方メートル、2階のひさし部分の防水及び3階の排煙の改修との答弁に、今までどおり影響なく図書館を利用しながら工事を行うのかとただしたのに対し、今までどおり利用できるとの答弁でございました。

また、工事の進捗状況についてただしたのに対し、12月5日に近隣の施設等へチラシを配布し、実際工事に入るのは12月25日で、3月30日までの予定との答弁でした。

16目、基金費、基金積立事業の減額について、第4号補正の財源に振りかえたのかとただしたのに対し、歳入歳出の差し引き分に、財政調整基金に積み立てを予定していた分を予算財源として充てたとの答弁に、今回の4号補正の全体の金額は全体で幾らだったのかとただしたのに対し、予算規模として3億8,301万6,000円との答弁でございました。

次に、9款、1項、4目、消防施設費、防災施設管理運営事業消耗品費の内容についてただしたのに対し、避難所を開設して、そこで使用した水、備蓄していた米・パンの補充、防災倉庫を修繕する材料との答弁に、備蓄食糧等ということで今までよりも多目に補充しているのか、同じだけ補充したのかとただしたのに対し、今回の台風で使用した分の補充との答弁でございました。

また、施設・器具修繕料の内容についてただしたのに対し、飯盛山にある防災行政無線中継アンテナの修繕との答弁でございました。

次に、10款、2項、1目、小学校管理費、小学校施設管理事業、工事請負費の内容についてただしたのに対し、台風20号による名手小学校グラウンド南側フェンス倒壊による工事との答弁でございました。

また、施設・器具修繕料で各小学校の修繕を行ったということですが、卒業式や入学式に修繕が間に合うのかとただしたのに対し、十分卒業式・入学式には間に合うとの答弁でございました。

次に、11款、4項、1目、公立学校施設災害復旧費、小学校施設災害復旧事業の内容についてただしたのに対し、田中小学校グラウンド南側フェンス改修と安楽川小学校屋内運動場屋根及び外壁改修との答弁に、安楽川小学校について、卒業式や入学式に間に合うのかとただしたのに対し、3月31日まで工期を予定しているが、使用できる状態で施工を行うとの答弁でございました。

また、中学校施設災害復旧事業、工事請負費の内容についてただしたのに対し、粉河中学校北側フェンス改修工事と那賀中学校教室棟屋上防水改修工事との答弁でございました。

次に、11款、5項、1目、総務施設災害復旧費、地域情報通信基盤災害復旧事業、委託料の内容についてただしたのに対し、NTT西日本と締結している紀の川市の地域情報通信基盤施設整備事業設備保守契約に基づき復旧を実施するもので、仮復旧が終わり本復

旧に向け、今、取り組み中の最中だということで答弁をいただきました。

金額が大きいということで、被害状況の内容についてただしたのに対し、ケーブルの添架、ケーブルの張りかえなど全体で約51カ所の被害があり、かなり大きな被害だったとの答弁でございました。

次に、歳入では、20款、4項、1目、雑入、保険金の内容についてただしたのに対し、施設数は36施設で、各施設の被害額の100分の50が建物等罹災共済金という形で支払われるとの答弁でございました。

次に、21款、1項、6目、消防債、8目、災害復旧債の充当率及び元利償還金の何%が交付税算入されるのかとただしたのに対し、消防債については100%の充当率で、交付税算入は70%、災害復旧債については、補助の災害採択部分については100%の充当率、交付税算入が95%、単独災害分については100%の充当率、交付税算入が47.5%になっているとの答弁でございました。

次に、議案第141号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）については、人件費について、人事院勧告に伴う補正予算の内容と影響額についてただしたのに対し、内容は、給与、期末手当、勤勉手当、宿日直手当、退職手当負担金、共済組合負担金の増額で、影響額は全体で1,593万8,000円との答弁でございました。

次に、3款、1項、4目、国民年金費、国民年金受付事業、産前産後期間の免除制度ということであるが、保険料の免除期間分については免除分減額された給付となるのかとただしたのに対し、この事業は平成31年4月から始まるが、この免除期間は納付扱いとなるため、給付の際に減額されることはないとの答弁でございました。

また、対象者や周知方法についてただしたのに対し、対象者は、国民年金第1被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方となる。周知については、母子手帳交付時にパンフレット等を配布することになる。ただ、社会保険や共済の方については対象外となりますので、窓口での聞き取りにより説明、案内という形になりますとの答弁でございました。

さらに、既に母子手帳の交付を受けている方や、出産後に対象であるとわかった方、また保険料を前納されている方への対応をただしたのに対し、既に厚生労働省から出産医療機関に対して周知の通達が出ており、パンフレット等の配布をしていると聞いている。市としては、平成31年から周知となるが、広報等を通じて、また母子手帳交付時に説明するというので、それでも申請漏れがあった場合は、子ども医療等の手続の際に案内させていただく。また、保険料を全納されている方については、産前産後期間の保険料は還付されるという答弁でございました。

次に、3款、1項、9目、老人福祉費、地域見守り支援事業で、事業内容と委託先をただしたのに対し、地域における福祉の増進を図るため、民生委員と連携・協力、福祉活動を行うボランティアである地域見守り協力員を配置し、地域の実情に応じた見守り活動等を通じて地域で支え合い、安全・安心に暮らせる社会づくりを目指す事業で、複合型、フ

レイル事業でボランティアとして活動していただいているフレイルサポーターの方に委託するとの答弁でございました。

次に、6款、1項、5目、農地費、農業水路等長寿命化・防災減災事業について、西脇排水機場の長寿命化や維持管理の省力化につながる機能保全計画の策定とはどのようなことかということでしたのに対し、西脇排水機場の現状の状態、例えばクラックの有無やポンプ施設のさびの有無などを確認し、将来的に改修が必要な時期を計画していくとの答弁でございました。

次に、8款、3項、1目、河川総務費、急傾斜地崩壊対策事業について、台風21号で被害が発生し、台風24号で拡大したとのことだが、その場所と台風21号で被害が発生したときの対応状況をただしたのに対し、被害場所は平野地区の林ヶ峰、台風21号により災害を認識しており、ブルーシートをかぶせて対策していたが、台風24号により被害が拡大し、崖崩れとなったとの答弁でございます。

次に、第3表 地方債補正では、小学校施設整備事業の限度額の減額理由についてただしたのに対し、ブロック塀の改修、空調設備の設置について、国の補正予算で国庫補助金制度が開設されたことに伴う歳入財源の振替措置による減額との答弁でございました。

また、中学校施設整備事業の限度額の増額理由についてただしたのに対し、緊急を要するというので、荒川中学校で来年予定していたブロック塀の改修を今年度以前倒しし、起債を充当することによる増額との答弁でございました。

次に、歳入では、20款、4項、1目、雑入の一部事務組合負担金前年度清算金の内容についてただしたのに対し、平成29年度五色台広域施設組合の清算金234万2,000円、平成29年度紀の海広域施設組合の災害ごみ処分費清算分771万円との答弁でございました。以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

以上で報告を終わります。御審議のほう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第4号））については、委員長の報告は承認するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号は、報告のとおり承認することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第141号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第141号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第142号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第142号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第143号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第143号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第144号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第144号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第145号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第145号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第146号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第146号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第147号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第147号は、可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第148号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第148号は可決されました。

日程第5 選挙第1号 那賀広域事務組合議会議員の選挙 から

日程第7 選挙第3号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙 まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第5から日程第7まで、3件の組合議会議員選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2号の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

まず、日程第5、選挙第1号 那賀広域事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀広域事務組合同規約第6条第3項の規定により議員1名の選出依頼があったため選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

那賀広域事務組合議会議員には、21番 川原一泰君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました川原一泰君を那賀広域事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました川原一泰君が那賀広域事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま選出されました川原一泰君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

次に、日程第6、選挙第2号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀休日急患診療所経営事務組合同規約第6条第3項の規定により議員1名の選出依頼があったため選挙するものであります。

それでは、指名いたします。

那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員には、21番 川原一泰君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました川原一泰君を那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました川原一泰君が那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま選出されました川原一泰君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

次に、日程第7、選挙第3号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀児童福祉施設組合同規約第6条第3項の規定により議員1名の選出依頼があったため選挙するものであります。

それでは、指名をいたします。

那賀児童福祉施設組合議会議員には、7番 石脇順治君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました石脇順治君を那賀児童福祉施設組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました石脇順治君が那賀児童福祉施設組合議会議員に当選いたしました。

ただいま選出されました石脇順治君が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第8、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、厚生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会副委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、手元に配付の写しのとおり、閉会中の審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、それぞれの委員会において、閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、それぞれの委員会において、閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたします。

それでは、市長から閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 平成30年第4回定例会最終日に当たり、一言御挨拶申し上げます。

11月29日開会、本日12月21日までの23日間、十分皆さん方、委員会等、提案させていただきました案件、御審議をいただき、全て承認いただきましたことを厚くお礼申し上げます。お認めいただいた予算を速やかに、また慎重に対応してまいりたいので、よろしく願い申し上げます。

さて、本年を振り返りますと、大変夏は猛暑でありました。また、台風の襲来、台風2

0号、21号、24号と、そのうち21号台風については、何十年ぶりかの猛威の台風でありまして、紀の川市におきましても果樹並びにいろいろな農産物、また家屋等々の被害が出ました。

国においても、また県においても、その対応に取り組むべく陳情を続け、ある程度農業の皆さん方のこれからの補助等々の対応が今、進められているところであります。市民みんなが、この被害を早く克服し頑張っていけたらなと、そう願っておるところであります。

あと10日ほどで本年も終わりであります。ただいまインフルエンザが流行し始めていると言われております。十分、皆さん方、議員各位には、体調を整えていただいて新年お迎えいただきたいと思っております。

本年1年間のお礼と新しい新年に向けての皆さん方の御健勝お祈りし、また来年もよろしくということで、お礼の御挨拶といたします。

御苦労さんでございました。

○議長（坂本康隆君） それでは、平成30年第4回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る11月29日に開会し、本日まで23日間にわたり、慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

ことしも残すところわずかとなってまいりました。この冬は非常に寒暖の差が大きく、体調を崩しやすいかと思っております。議員各位におかれましては、健康に十分御留意され、議員活動に精励されますことを祈念して、私から閉会の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして、平成30年11月29日召集の平成30年第4回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（閉会 午前10時33分）